

第5節 流通・経済活動を停滞させない

起きてはならない最悪の事態

5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞



① 企業・事業者の持続可能な経済活動の支援

〔脆弱性評価〕

災害等の発生に起因する不測の事態が発生しても、事業活動をできる限り継続し、仮に中断したとしても短期間での復旧を可能とするための手順等を定めた事業継続計画（BCP）を策定することにより、企業活動への影響を最小限に抑えるとともに早期の復旧が可能となり、ひいては県内経済への影響も抑えることができます。

県では、民間保険会社、県内経済4団体と連携し「長野県BCP策定支援プロジェクト」として、セミナーの開催や希望者への個別支援を実施してきましたが、民間企業の調査※によるとBCPを策定した県内企業は18.8%に留まっています。特に中小企業での策定は進んでおらず、ひとたび被災すると経営に大きな影響を受けるおそれがあります。

現在、国は中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を「事業継続力強化計画」として認定し、認定を受けた企業には金融支援や補助金の加点措置などを行っています。当該計画の策定支援と併せて、BCP策定に対する事業者の意識向上や、策定の支援に取り組んでいく必要があります。

また、商工会・商工会議所と市町村が連携して策定する「事業継続力強化支援計画」の認定により、自然災害等発生時の小規模事業者に対する円滑な支援体制を構築することが必要です。

【産業労働部産業政策課】

※株式会社帝国データバンク『2022年事業継続計画（BCP）に対する長野県内企業の意識調査』（2022年7月13日公表）

〔取組方針（施策）〕

「長野県BCP策定支援プロジェクト」により、引き続き、事業者のBCP策定支援を行うとともに、「事業継続力強化計画」の策定を支援します。あわせて、策定されたBCPがより実効性の高いものとなるよう、BCM（事業継続管理）構築に対する支援にも取り組みます。

また、商工会・商工会議所及び市町村に対して「事業継続力強化支援計画」の策定を働きかけ、自然災害等発生時の小規模事業者に対する支援の強化を図ります。

事業者の皆様へ

BCP・事業継続力強化計画をまだ策定していない事業者の皆様

BCP・事業継続力強化計画は、災害時における被害を最小限にし、事業継続・早期復旧に大きく貢献します。策定の重要性を認識していただき、早期策定をお願いします。

また、事業継続力強化計画を策定しているもののBCPを策定していない事業者においては、災害への事前対策・初動対応に関する内容が中心である事業継続力強化計画に加え、その後の復旧対応までを広く網羅したBCPの策定をご検討ください。

策定にあたっては、「長野県BCP策定支援プロジェクト」の積極的な活用をお願いします。

BCP・事業継続力強化計画を策定済みの事業者の皆様

BCP・事業継続力強化計画は策定して終わりではありません。緊急時に従業員がBCPに基づき行動できるよう、社内研修や模擬訓練等に積極的に取り組むなど、BCMの実施をお願いします。また、既存のBCPではカバーできない他のリスクに対応できるよう、計画の定期的な見直しをお願いします。

【数値目標】

指 標		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数	産業政策課	150事業所 (2018~2022 年度)	64事業所 (2018~2021 年度)	

仮

5-2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止



① 高速道路ネットワークの維持と保全の推進

〔脆弱性評価〕

東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）及び中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）のそれぞれが管理する高速道路のうち、開通後30年以上経過した延長は、NEXCO東日本では約1,200kmで総延長の約3割、NEXCO中日本では約1,200kmで総延長の約6割となっており、それぞれが県内で管理する高速道路でも老朽化の進行が見られます。

大型車の交通量の増加、降雪期の凍結防止剤の散布、積雪寒冷地等の厳しい使用条件や近年の異常降雨の増加など環境の変化によって構造物の経年劣化が顕在化してきていることから、構造物の安全性を確保し、将来にわたって高速道路ネットワーク機能を維持するため、的確な維持修繕や更新等を実施する必要があります。

また、近年激甚化する自然災害への対応として、人命を最優先としつつ高速道路の機能を最大限確保するため、大雨や大雪の際の通行止めを含めたオペレーションの強化や、大規模地震発生時の速やかな機能復旧のための橋梁の耐震強化等を進めています。

〔取組方針（施策）〕

(1) 東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）

広域災害が発生した際に自衛隊等の進出拠点となる休憩施設の防災機能の強化、被害状況の早期把握等情報収集と伝達の強化、図上訓練の実施等災害対策の強化に取り組めます。また、大雪時の通行止めによる影響を最小化するために、除雪車両の増強や事前配置、除雪作業の支障となる滞留車両の早期排除、利用者への情報提供の拡充、関係機関との連携強化などに取り組めます。

持続的な健全性の確保のために、大規模更新・大規模修繕を着実に実施するとともに、長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT（情報通信技術）や機械化等を行って技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築するSMH（スマートメンテナンスハイウェイ）プロジェクト（第1期運用：令和元（2019）年6月～）の実施を促進します。

(2) 中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）

道路整備特別措置法に基づく事業許可を受けた高速道路リニューアルプロジェクトにおいて、劣化が著しい橋梁の床版取替や桁の補強等の工事を引き続き行います。床版の取替においては休日を含めた長期間の規制が必要となるため、利用者に対する規制の影響を最小限とするため、工場で予め製作したプレキャスト製品の活用や最新技術を駆使した工事を推進します。

また、降雨時の通行止めの開始と解除の時期の適正化を図って影響を最小限とするため、令和6（2024）年度までに大雨の通行止め基準を、土壌中の水分量に着目した土壤雨量指数等に基づく基準へ移行するとともに、降雪時の対策として除雪車両の事前配置の強化、ロータリー除雪車の増強、位置情報システム導入による効率的な運用等により体制強化を図るほか、令和3（2021）年1月北陸道での事案を受けて導入した予防的通行止めの適切な実施により、大規模な車両滞留の抑止と集中除雪、早期解放を図ります。

② 鉄道網の維持と保全の推進

〔脆弱性評価〕

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）

自然災害対策として、令和元年東日本台風による新幹線浸水被害を受け、事前の車両疎開システムを導入したほか、沿線への雨量計、風速計、落石検知装置及び土砂崩壊検知装置の設置、自然災害を予測・検知して列車の運転規制を実施する防災情報システムの導入、斜面及び盛土等に対する落石等災害防止対策の実施、除雪機械の配備による除雪体制の強化、沿線監視カメラの整備による降雪状況の把握を進めています。

また、地震対策として、高架橋、橋脚等の耐震補強、新幹線早期地震検知システムの導入、脱線時の逸脱防止ガイドの設置を進めるとともに、総合訓練の実施等行政機関と連携した救助救命及び早期復旧に努めています。

(2) 東海旅客鉄道株式会社（JR東海）

自然災害対策として、落石覆い工、落石止擁壁等の整備による落石対策、沿線の溪流の土砂堆積状況の調査、結果に基づく土石流を検知するセンサーの整備及び溪流管理者への土砂撤去の依頼等の土石流対策を進めています。

また、地震対策として、各種構造物の耐震補強、速やかに列車を停止させるシステムの導入、沿線の法面へのコンクリート等での補強、雨量計や風速計を活用した適切な運転規制を行っています。

(3) しなの鉄道株式会社

大規模災害発生時においても、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、具体的な災害警備計画を定め、業務の中で得られた情報をもとに常に見直し・更新をして予防と迅速な復旧を図るとともに、各設備の整備等による安全性の向上のための措置や、沿線に設置した雨量計、地震計、風速計等から収集した情報を司令に集めて速度規制や運転中止等の必要な措置を講じています。

また、災害時の帰宅困難者対策に係る協定の締結や、緊急時に急遽運行を停止して駅以外に旅客を避難させる場合の場所の確保、救援物資の提供に係る協定の締結又は協力の要請等を進めています。

〔取組方針（施策）〕

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）

東日本大震災等の経験を踏まえ、首都直下地震などを想定した地震対策にハード・ソフト両面から取り組み、「災害に強い鉄道づくり」を進めます。

- ・耐震補強対策などの推進
- ・災害発生時における救助救命
- ・自然災害・異常気象への対応
- ・安全を守る仕組み・体制の充実
- ・帰宅困難者対策に向けた自治体との協定の締結

(2) 東海旅客鉄道株式会社（JR東海）

自然災害による事故の防止を安全対策の重要な柱の1つとして位置付けて、様々な対策を実施するとともに、正常運行が阻害される場合においても、その影響を最小限にするため、自然

災害等により被災した設備を想定した復旧訓練や施策等を引き続き実施します。

(3) しなの鉄道株式会社

年度ごとに安全計画を定め、安全・安定輸送の実現に向け、「運転事故防止重点実施計画」及び「傷害事故重点実施計画」に基づいて次のことを計画的に実施するとともに、毎月実施している安全推進委員会でチェック・修正し、社内で水平展開することにより、安全性の向上を図ります。

- ・安全マネジメント体制の充実・強化
- ・安全の重要性の理解と安全に対する感性の向上
- ・部内原因による事故・事象の撲滅と外的要因によるリスクの低減
- ・計画的な施設・整備の維持更新

③ 道路の代替性の確保

〔脆弱性評価〕

緊急輸送道路等の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があるため、災害に強い道路ネットワークの整備を実施しています。

しかし、災害発生時の基幹的交通の分断の態様によっては、広域的な避難や物流、支援の受け入れなどに大きな影響が生じる可能性があり、復旧・復興の遅れにもつながるため、緊急輸送道路等の信頼性の向上とあわせ、地域の暮らしを支えるための代替機能の確保や災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

【建設部道路管理課、同道路建設課】

〔取組方針（施策）〕

地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。（4-4①再掲）
また、高速交通網や鉄道駅と生活圏を結ぶ幹線道路の整備を推進します。

④ 道路の維持管理対策の推進

〔脆弱性評価〕

平成 25（2013）年度の道路法改正により法定化された橋梁、トンネル、シェッド（洞門）、横断歩道橋等の近接目視による定期点検を5年に一度実施しています。

点検開始後、2巡目となる定期点検は令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの予定で実施しており、点検の結果、緊急又は早期に対策が必要な施設は、長寿命化修繕計画に基づき修繕等の措置を行っています。

また、法定化されていない舗装等の施設についても点検を行い、計画的に修繕しています。

引き続き、道路の維持管理を計画的に行い、安全安心な道路環境を確保する必要があります。

【建設部道路管理課】

〔取組方針（施策）〕

3巡目の定期点検は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度にかけて実施し、点検で緊急又は早期に対策が必要と判定された施設等について計画的に修繕等を行います。

また、県内市町村では、技術職員が不足しているため、市町村が管理する道路の定期点検が着実に実施され、かつ効果的な老朽化対策の推進が図られるよう「長野県道路メンテナンス会議」を通じて市町村を支援します。

⑤ 道路の防雪・消雪対策の推進と道路除排雪体制の強化

〔脆弱性評価〕

豪雪地帯の道路は、山間地や急坂、急カーブ、狭隘な箇所が多く、積雪や凍結により交通障害が発生しやすい状況にあります。地域住民が日常生活を安全に過ごすため、良好な道路づくりや老朽化が進んでいる消融雪施設の計画的な更新が必要です。

また、効率的・効果的な除排雪に取り組むとともに、道路・交通管理者間の連携を強化し、大雪災害時にも適切な対応ができる体制を整備する必要があります。

【建設部道路管理課】

〔取組方針（施策）〕

冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、堆雪帯の設置やスノーシェルター等防雪施設の整備を推進します。また、経年劣化による機能低下が著しい消融雪施設等（無散水消雪施設、散水消雪施設、流雪溝）は、必要性、省エネ、ライフサイクルコスト等を考慮した上で、適切な更新を実施します。

道路除雪については、建設事務所ごとに設置した「除雪連絡会議」において除雪体制を確認するとともに、排雪場所や除雪優先路線（バス路線など）を設定し、大雪時の交通確保に取り組みます。

併せて、関係機関と協力して、除雪に対する理解や協力を得るための広報を積極的に実施します。

⑥ 空港の災害対応機能等の強化

〔脆弱性評価〕

信州まつもと空港は、平成6（1994）年のジェット化から29年が経過し、滑走路、誘導路、エプロン等の施設に経年劣化による修繕箇所が増加しており、大規模自然災害が発生した場合も空港機能を一定程度維持できるよう、維持管理・更新計画に基づいた空港施設の整備を進めています。

また、道路・鉄道が寸断され、移動手段が限られた中での広域医療搬送拠点、人員・物資輸送拠点としての活用が想定されることから、災害時においても、最低限度の航空ネットワークを維持できるよう、空港の機能確保を図っていく必要があります。

【企画振興部松本空港課】

〔取組方針（施策）〕

長期的な維持管理・更新計画に基づき、滑走路、誘導路、エプロン等の施設の更新や航空灯火等の照明施設のLED化を進めます

大規模自然災害時の広域防災拠点として、医療チーム等による災害医療派遣活動、警察・消防等による人的・物的な広域応援活動の受入れを迅速かつ適切に行えるよう、関係機関も含めた体制を強化します。

【数値目標】

	指 標	担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
③	緊急輸送道路の供用延長 うち（ ）は高規格幹線道路分 【2-1②、4-4①再掲】	道路建設課	31.1 (7.6)km (2020年度)	37.9 (22.0)km (2021年度)	

④	緊急又は早期に対策が必要な橋梁における修繕等の措置完了率※	道路管理課	—	23.0% (2021年度)	
⑥	空港灯火施設のLED化	松本空港課	— (2020年度)	35.0% (2021年度)	

※2014～2018年度の点検で緊急又は早期に対策が必要とされた橋梁のうち修繕等の措置が完了した割合

起きてはならない最悪の事態

5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞



① 備蓄及び物資供給体制の強化

〔脆弱性評価〕

多数の避難者が発生し、被災市町村の備蓄だけでは食料供給が困難な場合に備え、広域単位の備蓄と流通備蓄の確保や、避難所等に食料等を供給する体制を整える必要があります。

県では、「物資調達・輸送調整等支援システム」※を活用して物資の調達、配分計画を立案する研修会や、物資集約拠点の開設・運営訓練による避難所の要望把握、物資調達、拠点運営、避難所への発送のシミュレーションを行っています。

しかし、支援システムのみでは、物資調達先の事業者や輸送業者との調整が困難なため、事業者等と情報を共有する仕組みや、連携の強化が必要です。

併せて、災害時の物資調達協定が機能するよう、食料や米穀等を供給する団体や事業者との情報交換、日ごろから連絡体制を双方で確認・共有するなど連携を強化する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、農政部農業政策課、同農業技術課】

※物資調達・輸送調整等支援システム：国と地方自治体が、物資拠点の運営や避難所までの物資供給状況を把握し、一体的に管理・情報共有できるよう開発されたシステム。令和2（2020）年度から運用開始。

〔取組方針（施策）〕

協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定を見直すなど、連携体制の強化を図ります。

計画的に「物資調達・輸送調整等支援システム」操作研修会、物資集約拠点の開設・運営訓練を開催するとともに、物資調整担当職員が物流の基礎を学ぶ機会を設けます。

協定締結団体・事業者の皆様へ

災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から初動対応の確認や供給体制の確保等に努めてください。

② 農産物の安定生産に向けた農業生産基盤の強化

〔脆弱性評価〕

近年、過去に例がない豪雨が増加しており、令和元年東日本台風の際には、千曲川流域を中心に頭首工や用排水機場などが大きな被害を受けるなど、農業水利施設等の損壊、農地の湛水等による被害の発生が懸念されています。

県では、農地や農業用施設などが被災し、農産物の生産能力が低下することのないよう、基幹的の水利施設（頭首工、用排水路、排水機場等）の長寿命化計画に基づく更新整備や耐震化などを進めています。

農業水利施設の機能を安定的に発揮させるためには、施設の健全度評価による現状把握を行い、維持管理・更新などを計画的に行う必要があります。

〔取組方針（施策）〕

施設管理者と連携して排水機場のポンプ設備等を計画的に改修するとともに、土地改良区などが管理している水利施設の長寿命計画の策定や、ストックマネジメントサイクル（日常点検、簡易補修、機能診断、保全計画、補修・補強）の確立を支援します。

また、農産物生産への影響が最小限となるよう、災害に応じた事前・事後の技術対策を生産者に周知するとともに、直売所等を活用した地域内における農産物の生産・流通の取組を進めます。

県民の皆様へ

農業水利施設等の計画的な改修工事、適正な維持管理に協力をお願いします。

【数値目標】

指 標		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
②	農地・農業用施設を保全するために重要な排水機場等の整備箇所数	農地整備課	— (2022年度)	7か所 (2022年度)	

5-4 危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出



① 有害物質の大規模拡散・流出防止対策の推進

〔脆弱性評価〕

危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）の保安確保のためには、適切な施設管理と安全教育が重要です。県は、6月の「危険物安全週間」に、長野県危険物安全協会や県内消防本部と連携して、危険物の保安に関する啓発に取り組むとともに、毎年「長野県危険物事故防止連絡会」を開催し、事故防止に関する情報交換を行っています。

また、危険物取扱者保安講習や毒劇物事故対策研修会により、危険物や毒劇物の基本的な知識、事故の未然防止対策や発生時の対応など関係者の資質向上を図るほか、長野県医薬品卸協同組合の協力を得て、県下7箇所に事故処理に必要な中和剤等を備蓄しています。

大規模な自然災害に備え、引き続き、危険物の安全確保に対する意識の醸成とともに、危険物施設への応急対策用資機材の備蓄、自衛消防組織の充実強化、防災訓練の実施など、保安体制の整備に取り組む必要があります。

【危機管理部消防課、健康福祉部薬事管理課、産業労働部経営・創業支援課】

〔取組方針（施策）〕

関係機関と連携し、危険物の保安に対する意識の醸成を図るとともに、危険物取扱者保安講習や毒劇物事故対策研修会により、危険物取扱者の資質向上に努めます。

また、事業所の自主保安体制の確立や一般家庭からの危険物の漏洩防止を促進するとともに、老朽化した地下タンク等の改修に利用できる中小企業融資制度により事業者を支援します。

県民の皆様へ

事業者の皆様へ

法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに日常点検を励行するなど、日ごろから適切な施設の維持管理に努めてください。また、注油作業の際は危険物取扱者が必ず立ち会うなどの従業員等に対する安全教育を徹底してください。万一危険物が流出等した場合には、速やかに消防機関等に連絡してください。

県民の皆様へ

自宅等にホームタンクを設置する際は、地盤に固定し防油堤を設置するなど、漏洩事故を防ぐ対策を行ってください。また、ポリタンクなどへ注油する際はその場を離れず、注油後はバルブを完全に閉めてください。万一流出事故が発生した場合には、速やかに消防署や市役所、町村役場へ連絡してください。

起きてはならない最悪の事態

5-5 農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下



① 農山村の多面的機能の維持と環境保全

〔脆弱性評価〕

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しています。

しかし、過疎化や高齢化が進み、農地や農業用水路の管理などの共同活動が十分に行えなくなり、荒廃地の増加等によって多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、農業者のみならず地域住民や都市住民も含めた多様な主体が参加する共同活動により、多面的機能を維持・発揮する取組が必要です。

【農政部農地整備課】

〔取組方針（施策）〕

今後も、多面的機能支払事業や中山間地域農業直接支払事業等を活用し、農村地域の資源や環境を次世代へと引き継ぐため、農村を支える多様な担い手を確保するとともに、地域ぐるみで行う共同活動の取組を支援します。

県民の皆様へ

農業・農村が持つ多面的な機能を理解していただくとともに、地域資源の保全活動への参加をお願いします。

② 災害に強い森林づくり

〔脆弱性評価〕

気候変動の影響等で局地的な豪雨等が頻発する中、土砂災害や流木被害等を防ぐ森林の整備は喫緊の課題であり、里山整備（間伐）や危険木の伐採、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による森林の整備を進めています。引き続き、防災・減災を図るために必要な里山の間伐などに取り組む必要があります。

また、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、計画的に間伐等を行うとともに、民有林人工林面積の8割が50年生を超える状況にあることから、主伐・再造林を推進し、森林の若返りを図る必要があります。

【林務部森林づくり推進課】

〔取組方針（施策）〕

間伐を主とした森林整備から、計画的な主伐・再造林へのシフトにより森林の若返りを図り、二酸化炭素吸収量の確保や森林の多面的機能の維持・増進を図ります。また、生産される県産木材の利用を促進します。

森林づくり県民税を活用し、危険性の高い個所を優先して森林整備を行うとともに、市町村と

連携し、ライフライン沿いの支障木の伐採を進めます。

さらに、森林環境譲与税を活用し、主伐後の林地残材の搬出を行い、枝条等の流出を防ぎます。

③ 野生鳥獣による農林業被害の軽減

〔脆弱性評価〕

野生鳥獣による農林業被害は、地域での総合的な対策の推進により近年は減少傾向にあるものの、依然として多くの被害が発生しています。

遊休農地の拡大や森林の荒廃、農林業生産量の減少、ひいては農村地域の衰退につながる重要な課題となっており、野生鳥獣に負けない集落づくりを進める必要があります。

【農政部農業技術課、林務部鳥獣対策室】

〔取組方針（施策）〕

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、捕獲、防除及び生息環境に関する対策を進め、地域の実情にあわせた集落ぐるみによる総合的な被害対策を推進します。

県の野生鳥獣被害対策チーム等が市町村などと連携し、侵入防止柵の設置や追い払い、緩衝帯整備、捕獲活動支援など総合的な取組を集落において実践できるよう支援します。

【数値目標】

指 標		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
②	民有林の間伐面積	森林づくり 推進課	180,300ha (2020年度)	160,513ha (2021年度)	
	民有林の間伐材搬出量		238,000 m ³ /年 (2020年度)	134,280 m ³ /年 (2021年度)	
	緊急に整備が必要な個所に近接し新たに 治山事業によって保全される集落の数 【1-3③再掲】		200 集落 (2022年度)	199 集落 (2021年度)	
	重要な施設を保全対象とする長寿命化 対策がされた治山施設数 【1-3③再掲】		84 施設 (2022年度)	130 施設 (2021年度)	